

京都市告示第 332 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成19年1月11日

京都市長 榎本 頼兼

1 団体の名称

若松町自治会

2 規約に定める目的

本会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- (1) 美化、清掃等の環境整備に関すること。
- (2) 防災、防火等の安全の維持に関すること。
- (3) 会員の福祉増進に関すること。
- (4) 社会福祉に関すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。
- (6) その他本会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。

3 区 域

京都市東山区大和大路通三条下る東入若松町

4 事務所

京都市東山区大和大路通三条下る若松町400番地56

市営住宅21棟305号

5 代表者の氏名及び住所

尾崎 一見

京都市東山区大和大路通三条下る若松町400番地56

市営住宅21棟305号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成19年1月5日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)